

## 個人住民税の給与からの特別徴収の概要等について

### 1 個人住民税とは

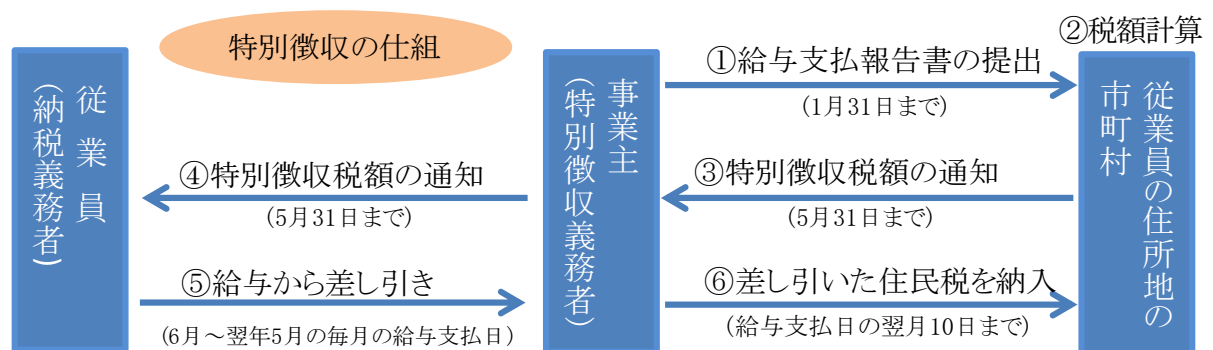
個人住民税は、毎年1月1日現在の住所地において住民の方に納めていただく県と市町村の税金です。個人住民税には、所得の額にかかわらず一定額を納めていただく「均等割」と前年の所得金額に応じて納めていただく「所得割」があり、税率は次のとおりです。

| 区分  | 市町村民税（年額）           | 県民税（年額）             | 計                    |
|-----|---------------------|---------------------|----------------------|
| 均等割 | 3,500 円             | 2,000 円             | 5,500 円              |
| 所得割 | 課税所得金額の<br>100 分の 6 | 課税所得金額の<br>100 分の 4 | 課税所得金額の<br>100 分の 10 |

- \* 県民税の均等割 2,000 円のうち 500 円は「長野県森林づくり県民税」としての超過課税分です。
- \* 平成 26 年度分から平成 35 年度分までは、東日本大震災からの復興に関し地方団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、特例法により市町村民税、県民税ともそれぞれ 500 円ずつ引き上げられています。

### 2 個人住民税の給与からの特別徴収とは

- 個人住民税の納税方法には、納税義務者の方が市町村に直接納付する「普通徴収」と、事業主（給与支払者）や年金保険者が給与や公的年金から個人住民税を差し引いて、納税義務者に代わって市町村へ納入する「特別徴収」の 2 つの方法があり、いずれかの方法で納税していただいています。
- このうち、給与所得者の個人住民税は、地方税法第 321 条の 3 及び同法第 321 条の 4 並びにこれらの規定を受けた市町村の税条例によって、事業主（給与支払者）の方に給与から特別徴収していただく方法が原則とされています。



### 3 個人住民税の給与からの特別徴収の徹底

長野県と県内市町村では、これまでも個人住民税の給与からの特別徴収を推進するための取組を行ってきましたが、個人住民税の特別徴収制度の適正な運用や納税者の利便性向上等を図るため、平成 30 年度から、全県一斉に原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者に指定（特別徴収税額を通知）し、特別徴収を徹底することとしました。[平成 27 年度末]

#### 4 個人住民税の給与からの特別徴収の実施状況

本県における個人住民税の給与からの特別徴収の実施状況（平成 27 年度）は、各市町村の独自の取組のほか、平成 21 年度から県と市町村が共同して特別徴収の推進に取り組んできたこと等により 73.9%まで上昇してきましたが、依然として全国平均(79.0%)を下回っています。

なお、平成 28 年度（速報値）では、さらに 74.9%に上昇しています。

◇ 特別徴収実施割合（平成 28 年度個人住民税：速報）

| 区分     | 個人住民税全体     | 給与所得者     | 特別徴収                 | 普通徴収                 |
|--------|-------------|-----------|----------------------|----------------------|
|        |             |           | 595,437 人<br>(74.9%) | 199,793 人<br>(25.1%) |
| 納税義務者数 | 1,087,795 人 | 795,230 人 |                      |                      |

◇ 特別徴収実施割合の推移【出典：市町村税課税状況等の調】（単位：％）

| 年度 | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28(速報) |
|----|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 本県 | 67.1 | 70.0 | 70.8 | 71.2 | 71.6 | 72.8 | 73.9 | 74.9    |
| 全国 | 69.6 | 71.2 | 71.9 | 72.8 | 73.8 | 76.0 | 79.0 | —       |

※ 実施割合は個人住民税の納税義務者ベース

#### 5 個人住民税の給与からの特別徴収のメリット

##### 従業員（納税義務者）の利便性が向上します

- ・ 従業員の方が、わざわざ金融機関等へ納税に出向く手間を省くことができます。  
また、従業員の方の納税忘れを防ぐことができます。
- ・ 普通徴収の場合は納期が年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回（毎月）なので、従業員の方の 1 回あたりの負担額が小さくなります。

##### 事業主（給与支払者）の事務負担は、所得税の源泉徴収に比較して大きくありません

- ・ 市町村が個人住民税の税額計算を行い、従業員ごとの税額を事業主（給与支払者）へお知らせしますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
- ・ 従業員が常時 10 人未満の事業所には、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする制度があり、事務を軽減することが出来ます。
- ・ 金融機関が行っている個人住民税納付代行サービスを利用されると、金融機関に出向く手間が省けます（詳細は金融機関へお問い合わせ願います）。